

資

料

当面の景気対策についての見解

昭和33年8月4日

関西経済同友会幹事会

わが国の景気の本格的な回復が、輸出の伸長にまたなければならぬことは言うまでもない。然し、輸出振興の諸政策が実効をあげ、又世界経済が好転に向うまでには、なお若干の時日を要するものと考えられるので、不況の進行と深化とを阻止する努力は行われなければならない。

それには、現在企業が、過剰な雇用、過重な税負担、高金利など多大の困難な条件の下に、自主的生産調整に努力を尽しているので、この自主的生産調整が円滑に遂行出来るよう諸施策の集中が必要であり、同時に金融界と産業界との一層緊密な協力が行われなければならない。

政府においては、道路、港湾、空港、住宅など公共事業の促進をはかるべきは当然であるが、減税について自民党公約の実行は勿論のこと、財源の許すかぎりなお一層の減税の実現が望まれる。

関西経済同友会代表幹事談話

昭和30年以來われわれは議會政治の擁護について要望して來たが、今國會の運営が再び暴力によつて混亂に陥つたことはまことに遺憾である。速かに正常な状態に恢復するよう兩党は最大の努力を尽されたい。正常な議會政治が行われなければ、左右兩翼の独裁的政治勢力の伸長することは明白である。民主政治を崩壊させないために兩党の責務を果されたい。

これらの事態の起因となつた警察官職務執行法の改正については、われわれは、最近の暴力行為、特に集團暴力行為、不法行為の横行によつて、公共の安全が脅かされ、法秩序が乱されている現状を坐視し得ないので、その防止にはこの法律改正が必要な一つ的手段であると信ずる。この法律改正に対する反対は、その拡大解釈、権力の乱用に対する危惧であるから、それらの事態を発生させないために運用は極めて慎重でなければならないが、警察官職務執行法改正をめぐつて、集團的暴力を多数党の権力の対立を誘発しないよう慎重に審議を尽し法案の成立によつて法秩序の確立されることを望むものである。

昭和33年11月7日

昭和33年6月7日

新内閣に対する要望

才16回関西経済同友会大会

1. 2大政党を中心とする総選挙によつて成立した新しい政治関係の上に、新内閣が発足するに際して、われわれは日本の揺ぎなき発展を目標とした政策の樹立を望むものである。国家の国際的地位を高め、国内的安定を齎らす基礎である経済力の充実に努め、特に緊要な政策として、輸出の振興、減税、労働関係の正常化についての積極政策の実行を望むものである。

2.(1)輸出の振興

輸出について既に広範囲に亘つて振興策が実施せられておるが、日本経済の発展は輸出の成否に存し、現世の世界的な経済不況の中において輸出の増進を実現するには、輸出優先の基本方針を堅持して、この基本線に沿つて経済政策の統一を図るべきである。緊急の問題として、当面している対米、対中共、対東南アジアに関する貿易問題は、一時的糊塗策でなく、国の基本方針を明確にし、その積極的解決に努むべきである。

(2)税制改革

財政と税制政策は、地方財政を含め、根本的に再検討されるべき時機に来ておるので、行政改革、直接税中心税制の改正を実行すべきである。企業並に国民の蓄積不足が、経済の正常化、生活の向上を妨げていると考えられるが、行財政の改革により生じた予猶をもつて、減税、耐用年数の縮小などをはかり、企業の強化、技術の革新、国民生活の安定に資

する要がある。

(3)労働関係の正常化

正常、公正な労働関係が保持出来るか否かによつて、今後の経済発展の前途が大きく左右せられるので、労働関係の正常化に格段の努力を払うべきである。現在の頻発し、日常行事化したストライキ、或いは部分ストライキなどによる経済上の損失も多大であり、労働問題が正常な交渉により処理される方策が必要である。

四国と本土との連絡促進についての要望

地方経済の発展は国民経済発展の基礎であり、地方経済の発展が交通機関の整備にまつことは多大であります。主として海上交通に依存してまいりました四国が、その産業発展に遅れましたのも、陸上交通の不備殊に本土と結ぶ陸上交通の欠如に基くのであります。狭い国土の資源を有効に開発致しますために、四国四県の総合開発も進められなければなりません、その前提には陸上交通の整備と本土連絡が急務なのであります。

幸いに既に鳴門、明石両海峡を海底隧道或いは橋梁によつて直結する画期的な本土、四国連絡鉄道建設計画の調査研究に着手されておりますが、四国と阪神間の経済交流がいよいよ増加しております現在、その実現を切に待望するのであります。勿論本連絡鉄道の建設には莫大な経費と長い日子と最高の技術とを必要とするものでありましようが、本土と四国とが一体となつて発展しますために、その実現の速やかならんことを要望する次第であります。

右 決 議 す る。

昭和33年6月7日

才 1 6 回 関 西 経 済 同 友 会 大 会

日本経済の矛盾の解明とその対策

(一) 問題の提起

われわれは日本経済の正常な発展を達成することを目標とし、そのために本年度は「日本経済の矛盾の解明とその対策」を問題としてとりあげ、従来の経済政策の総合的な批判、検討を行い、真に日本経済の現実に即した政策はいかなるものであるかを明らかにしたい。

日本経済には戦後において特に著しい矛盾が見られるが、これは景気変動の波によるもの、人口と資源のアンバランスによるものなどの一般的要因からくる面も大きいだろうが、しかし、その困難を克服し、改善し、制御する面において戦後の経済政策は欠けるところも多く、又経済道徳の衰退、国家、企業、個人の経済活動における非合理性、非公共性に基くものも否定しえない。その意味で日本経済の安定的発展を阻害するものとして、

(1) 政治と経済の乖離、(2)経済の実態と理論の乖離、(3)諸政策の不調和乃至歪みなどの諸点を指摘したい。

(二) 政治と経済の乖離

わが国は政治原理として、民主主義、自由主義を標榜しているが、これに対応する経済基盤は必ずしも十分ではない。そこに経済的民主主義の行過ぎ、政策意志と客観条件との乖離が生じている。その反面、一部の経済分野には依然として非能率的な官僚統制、官業優先的な考え方がはびこっており、創造的な企業意欲、企業者職能の発動をチェックしている。かような観点から特に問題となるのは、

(1) 行政関係 独占禁止法等

現行独占禁止法は理想に走りすぎ、結果的に日本の経済力の細分化、

分散をもたらし、国際競争力を低下せしめていることは否定し難い。

独禁法の改正については、すでに審議会の答申が出ているが、現行のモグリ・カルテルを公認するだけ位の改正で満足すべきか、認可権限の所在、長期構造カルテル、需給安定カルテル、更には金利協定の問題などをも再検討すべきではないか。

また外国為替、貿易管理、重要産業における価格、料金の公定などにおける非能率的、非合理性的な官僚統制、ビュロークラシーが創造的な企業家精神を抑圧してはいないか。

(2) 企業責任の問題

勿論、われわれとしても無制限、無秩序な自由主義を謳歌するものではない。私企業の自由を主張することは、同時にそれだけ企業の社会的責任、自主規制についても責任を負うことを意味する。この点、従来の企業の行き方に官僚統制の介入を誘う隙はなかつたか。

(3) 労働関係 労働運動の尖鋭化

わが国は西欧におけるような近代的な自我の確立 — 市民社会革命の洗礼をうけていない。その未成熟な社会的基盤に理想的な民主化政策をとり入れたことが労働運動の尖鋭化を招いている。

経済斗争の枠の逸脱と階級斗争、政治斗争への猪突。生産性向上運動の真向からの否定。ストの乱用、部分ストの強行など、歪んだ労働運動、労使関係をいかにして正常化し、健全化していくか。労働政策のあり方にも再考を要する問題はないか。

(三) 経済の実態と理論の乖離

日本経済は非近代的な中小企業と農業とが近代的産業と併存するという二重性を持ち、中進国的段階にある。このような構造的不均衡をもつ経済

に対しては、独自の政策理論が用意されねばならない。従来の政策はこの点について慢然と先進諸国の政策理論に追随することはなかったか。

例えば

(1) 雇用問題

わが国の雇用問題は単に完全失業者の数で計れない特殊事情がある。農村、中小企業に潜在している不完全就業の問題がより重要である。ケインズ的な完全雇用政策はわが国の現実に適応しない。また単なるスペンディング政策でも問題は解決しない。

(2) 中小企業問題

日本の中小企業は輸出面での重要な役割、雇用の吸収力、大企業との補完関係において大きなウェイトをもっているので、中小企業は経済発展の脇役だという考え方を捨て、今後は大企業と同様に、それと並んで経済発展の推進力になるべきだという認識のもとに、その育成強化をはかるべきであろう。このためには、政府はどのような役割を果たすべきか、大企業との関係はいかにあるべきか、中小企業間の過当競争をどう処理すべきか。

(四) 諸政策の不調和と歪み

二重経済の構造的矛盾を解決してゆくためには、結局長期的な産業政策を基礎とし、そこから出発すべきであるが、その場合も諸政策のあり方の昏迷が大きな障害となろう。例えば、根本的には政策目標の不安定性、個別的には産業政策、金融政策などの非関連性、硬直性などが景気の波を大きくする。

(i) 政策目標の不安定性

戦後の経済政策のあり方を顧みると、その時々々の経済バランスの破綻

に対応して、或る時は国際均衡の偏重に走り、また或る時は国内均衡の重視に偏つて、その振巾がまことに大きい。現実の問題としてはそうした政策をとるより他に仕方がなかつたとしても、こうした不安定な施策が景気変動の波をことさらに大きくしたことは否めないと思われる。調和ある経済発展を目指すためには、このような政策のあり方に何等かの調整を必要としよう。

(2) 産業政策と金融政策との乖離

産業構造の高度化は日本経済の必然的要請であり、それにともなつて投資の重要なことは論をまたないが、その長期目標をややもすれば短期的に性急に実現せんとしていることが、投資の量質両面の行過ぎをもたらず、昨年の事例がその典型。金融面を願慮しない外貨割当、設備投資の盛行、金融窮迫時における重要産業設備資金確保問題などがこれである。

この点から産業政策と金融政策の調整が問題となるが、投資の量と方向を規制する有効適切な計画の主体をどこにおくか、またその方法をどうするかが問題とならう。

またそれらと並行して、産業の近代化合理化を不徹底ならしめている旧設備の併存稼動にも再検討の要あり。その処理促進について現行償却制度を根本的に改める必要がある。

(3) 金融政策の硬直性

経済政策推進の舵となる金融政策が施策のタイミングにおいても、また手段においても弾力性を欠く。これは今回の引締め政策において歴然としている。金融操作は先進各国とも公定歩合政策、預金準備制度公開市場操作の三位一体的運用によつてゐるが、わが国では殆ど公定歩合政

策のみである。しかもこれも不満足な状態で、引締めは専ら窓口指導という変則的な方法によつてきた点に反省の要がある。

先ずタイミングの点については、過去においてとかく財政政策、産業政策のシワが金融政策に寄せられ、金融政策に過重の負担が課せられた結果ではなかつたか。この点に関連して、産業政策と金融政策、財政政策と金融政策のあり方が問題となろう。

金融調整手段の変則性は金融メカニズムの歪みを反映するもので、具体的にはオーバー・ローンと金利体系の歪みの必然的な帰結である。この歪みをどのように改善するか、貯蓄の増強、資本蓄積の促進、財政と金融との調整、国債の低金利政策と市中金利との関連などについてどう考えるか。

以 上

当面の金融政策についての意見

— 経済の正常化と関連して —

関西経済同友会

1. 企業のオーバーボロウイングの改善

(1) 本年の日本経済の課題は「安定成長」であるといわれるが、これには経済界全体が、金融緩和の好機をとらえて真剣に体質改善の問題と取り組むことが必要である。これは自己資本の充実という問題に集約される。

(2) 企業の自己資本充実による体質改善については、現在増資が振わないのは、増資よりも借入による方が有利だという税制上の理由に基くところが多いことから、差当つて税制面からの増資促進策が強く要請される。また一面において、株式の時価が適当に高いことが増資を円滑に実施する前提であることを充分考慮して、株価規制には慎重であつてよいと考える。

自己資本の充実と関連して、長期の安定資金を調達するため社債市場を育成してゆく要があり、当面まず起債額の拡大、起債条件の格付け増加、個人消化の増加を図る必要があり、そのためにはコール・レート正常化への努力が望まれる。

2. 金融調整機能の強化

(1) 昨今、景気好転と金融緩和を背景として産業界の設備投資意欲に積極的な動意がみられ、企業の借入、銀行の貸出態度にも微妙な変化がうかがわれるところから、このまゝでは景気の過熱化を招く恐れもなしとしない。

- (2) 景気の行過ぎを来さないためには、産業界、金融界が協力して経済活動を自主的に調整していくべく努力することが是非必要であるが、政策当局としても、民間の自主調整を助成すべく合理的な行政指導を行い、また的確な情勢判断に基いて、適時適切、弾力的に政策を発動し、過去にみられたように、タイミングを失すことのないようにして貰いたい。
- (3) 今後の金融政策については、才三次公定歩合引下げを契機に弾力性を回復した金利政策を適宜運用していくほか、市中の余裕金を調整しうるオペレーション機能確立することが必要である。これは現行の変則的な日銀売出手形制度を政府短期証券による本来の公開市場操作に移行させる体制を整備することがあるが、これには先ず政府が従来の低利推進や財政負担面を重視する態度を改め、金融プロパーの観点を重視することによつて、政府短期証券の利回りを金融機関が保有しうるような水準に高めることが必要不可欠である。なおわが国の金利が方向として、今後も国際水準にサヤ寄せし、体系間の歪みを調整していくべきことはいうまでもない。
- (4) この場合、準備預金制度は、そのドラスチックで全面的である反面機動性に乏しいという性格からして軽々に発動すべきものでなく、他の調整策が整備された上で、金融動向の帰趨を見究め慎重に実施すべきものとする。
- (5) 要するに金融政策は、常に通貨価値の安定を目標とし、これを通じて経済の安定成長に寄与していくべきである。したがつて現在審議されている日銀法の改正問題についても、日銀の主目的は通貨価値の安定にあり、日銀は政府とチェック・エンド・バランスの関係に立つて、相対的な中立性を保持すべきであるとする。

昭和34年3月24日

